

## &lt;資料&gt;

## 年金会計原則の展開

村瀬儀祐

- 1 年金会計の特徴
- 2 年金会計の概要
- 3 年金会計原則の形成プロセス
  - (1) 会計手続委員会（C A P）の時代
  - (2) 会計原則審議会（A P B）の時代
  - (3) 財務会計基準審議会（F A S B）の時代
- 4 年金会計原則の形成プロセスにみる特徴
- 5 年金会計原則の役割

## 1 年金会計の特徴

第2次世界大戦後のアメリカにおいて、年金プラン（Pension Plan）は大きく発展した。年金プランとは、雇用者が被用者に対して退職後の年金を支払うために、退職前の被用者の雇用期間中に退職給付（retirement benefits）を設定する、という契約である<sup>(1)</sup>。年金プランのもとで、雇用者は年金プランのスポンサー（plan sponsor）として、期間の年金給付額を計上し、一定額の現金を年金プランに投入する。そして、雇用者より現金を受けた年金プランの管理者（plan administrator）<sup>(2)</sup>は、それを様々な方面に投資し、利益を生みだすようにその運営を計るのである。

年金会計とは、雇用者による年金給付の計上と報告に関する局面、すなわち「年金プラン原価の会計（Accounting for the Cost of Pension Plan）」と、そして年金プランの管理者の側での年金純資産の計上と報告に関する局面、すなわち「年金プランの会計（Accounting for the Pension Plan）」との2つの領域を含む。そのうち会社の貸借対照表と損益計算書における項目に直接、影響をおよぼすものは、前者の年金プラン原価の会計である。後者の年金プラン管理者による会計は、年金純資産の評価に関連して、間接的に年金プラン原価の会計に影響をおよぼす。本稿で中心的に検討するものは、雇用者の側での年金給付の算定と表示に関する会計である。

年金プランにおいては、被用者の年金給付額の算定に関連して専門的な概念と複雑な処

理が含まれているが、しかし、年金プランについての会計の基本的な処理手続はきわめて単純である。年金会計は、年金プランそのものではなく、年金プランの会計を扱うものである。したがって、年金会計の会計的性質は、年金プランという事象そのものの検討によってではなく、年金会計そのものの検討によって明らかにされる。年金会計を検討するにあたって、この点は留意されなければならない。

年金会計の基本的処理は、以下の3つのプロセスを含む。

(1) 雇用者は年金プランを設定する。その設定にあたって、年金プランのタイプや、将来年金を受ける被用者の資格要件、年金プラン原価算定の方法、プラン管理者などの確定を行う。このような年金プランの基本方針を、雇用者は、保険統計専門家（actuary）と協力して設定する。

(2) あらかじめ定められた方式にしたがって、雇用者は、期間年金費用を計上する。その場合の仕訳は次のようになされる。

（借方）年金費用××× （貸方）年金負債×××

このプロセスは、「年金義務の費用化（expensing pension obligation）<sup>(3)</sup>」と呼ばれている。

(3) 雇用者は、一定の方式にしたがって、年金基金に現金を拠出する。この時点での仕訳は次のようになされる。

（借方）年金負債××× （貸方）現金×××

このプロセスは、「年金負債の現金拠出（funding pension liability）<sup>(4)</sup>」と呼ばれている。

以上の年金会計の処理において、期間中の「年金義務の費用化」と「年金負債の現金拠出」とが同一であれば、期末の貸借対照表において年金負債は表示されることはない。しかし、期間中の「年金義務の費用化」額より「年金負債の現金拠出」額が少ない場合には、期末の貸借対照表に年金負債が表示されることになる。

以上にみた年金会計の基本的処理から、その特徴を指摘すれば、基本的に次の二つのポイントをあげることができる。

第1に、年金会計は、年金費用を「発生」の論理にもとづいて計上しようとするものである。すなわち年金会計は、年金費用を会計上の発生にもとづいて計上する、ということによって、従来みられた、年金に関係した何らかの現金支出にもとづいて年金費用を計上する方法を否定したものである。これによって、会計上の年金費用は、現金支出という事実とは直接関係なく、会計上の発生という独自の考慮によって計上されるものとなった。

第2の特徴は、「保険統計法（actuarial method）」という測定概念を会計の領域に導入したことである。年金会計は、年金費用の発生を保険統計専門家のプロフェッショナルな技量と経験、判断にもとづいて確定しようとする。将来、被用者に支払われる年金予測額は、保険統計上の仮定（actuarial assumption）を基礎にして算定され、その将来の年金支払予測額のうち期間に発生したとされる給付額（年金費用額）は、保険統計原価法

(actuarial cost method) を用いて測定される。このように年金会計は、年金費用の発生を保険統計専門家の技法にもとづいて算定しようとする。このことは、従来みられなかつた新しい測定概念を会計に導入したことを意味する。

このような特徴は、年金会計のさらにたち入った以下の検討によって、より明確になろう。

- (1) 年金プランには、「給付建て年金方式 (defined-benefit plan)」と「拠出建て年金方式 (defined-contribution plan)」との二つがある。「給付建て年金方式」は、プランに雇用者が拠出する現金額を特に指定することなく、各被用者が退職後の一定期間に受け取るべき年金額を約束するものである。この方式のもとでは、被用者に対する将来の年金支給額が約束されているために、雇用者は、年金拠出額とそれについての利益との合計が、将来の約束された年金支払を被用者に対して実行できるように、年金プランに現金拠出しなければならない。他方、「拠出建て年金方式」は、将来、退職した被用者が受け取るべき年金給付額を決定することなく、被用者の雇用期間にわたって年金プランに拠出すべき現金額が確定される、というものである。この方式のもとでは、被用者が退職後に受け取る年金額は、年金基金の投資遂行の状況にもとづいている。以上の2つの方式のうち、「たいていの会社の年金プランは給付建て年金方式である」という。したがって、本稿で問題にする年金会計とは、「給付建て年金方式」に関するものである (Davidson, Sidney, Stickney, Clyde P. & Weil, Roman L., *Intermediate Accounting: Concepts, Methods and Uses*, 1981, Dryden Press, p.19-3.)
- (2) アメリカの年金についての連邦法は、年金プランに対して受託責任を有する「プランの管理者 (plan administrator)」と、基金を保有し投資する銀行や保険会社などの「基金 (funding agent)」を概念上、区別している。「プランの管理者」は、必ずしも銀行と保険会社などの「基金」と同じではなく、機能的に区別されうる(Davidson, Stickney & Weil, *ibid.*, p.19-1.)。しかし、本稿では、両者を厳密に区分せず、「プランの管理者」を「基金」と同じ意味で用いる。
- (3), (4) *Ibid.*, p.19-1.

## 2 年金会計の概要

年金会計は、期間の年金費用の計上を「現金支出」をベースにするのではなく、会計上の「発生」をベースに計上しようとするものである。この場合の年金費用の発生は、全面的に保険統計の手法と保険統計専門家のプロフェッショナルな判断にもとづいて確定されようとする。このような年金会計の処理をさらにくわしく検討することにしよう。

まず、期間の年金費用を算定するには、被用者に対して退職後に支払われるべき年金総

額が見積られなければならない。退職者に対して将来支払われるべき年金額は、被用者の寿命、中途退職の動向、退職年令、給料の増大傾向、年金基金の管理費、利子率などの保険統計上の仮定にもとづいて算定される。これらの保険統計上の仮定は、あくまで将来の予測にもとづいており、そのために将来に何度も変更される。したがって保険統計上の仮定が変更されるたびに、将来支払われる年金見積額は修正される。

次に保険統計上の仮定にもとづいて見積られた将来の年金支払額は、保険統計原価法の採用のもとに、被用者の雇用期間にわたって発生したとされる部分が年金原価(年金費用)として期間に割り付けられる。この年金原価の期間への割り付けは、将来支払われる年金見積額を基礎にして行われるため、その見積額が保険統計上の仮定の変更によって修正されれば、そのたびに期間に割り付けられる年金原価額もそれに応じて変更されることになる。

将来支払見積額の期間への割り付けは、被用者の用役にもとづいて行われる<sup>(1)</sup>。この場合、年金プランが設定された後の被用者の用役に関連して割り付けられる年金原価部分は、「正常原価 (normal cost)」と呼ばれている。年金プランが被用者の雇用途中に出発した場合、年金プラン設定以前の被用者の用役に関連して計上された年金原価部分は、「過去勤務原価 (past service cost)」と呼ばれている。また年金プランの改訂によって、改訂前の被用者用役に関する年金原価の修正部分は、「改訂前勤務原価 (prior service cost)」と呼ばれている。今日では、「過去勤務原価」も「改訂前勤務原価」も一括して、「補足的保険統計価値 (supplemental actuarial value)」、あるいは「保険統計発生負債 (actuarial accrued liability)」とも呼ばれている。

年金原価の期間割り付けは、保険統計原価法にもとづいて行われる。保険統計原価法は、もともと年金基金に対する拠出額の算定法として保険統計専門家によって採用されていたものであった。年金会計は、この年金基金への拠出 (funding) 方法を期間の年金費用算定 (expensing) の方法として採用したものであった。保険統計原価法と呼ばれる方法は、さらに(1)「発生給付原価法 (Accrued Benefit Cost Method, Unit Credit Method)」と(2)「将来給付予測法 (Project Benefit Cost Method)」との2つに分類されている。

(1)の「発生給付原価法」とは、年金プラン設定後の将来の年金給付 (すなわち「正常原価」) を被用者の勤務に関連させて期間発生額を算定しようとするものである。この方法においては、「正常原価」は、被用者のその年度の用役に対して保証された将来給付ユニット (unit of future benefit) の現在価値に等しいとされる。この方法においては、「過去勤務原価」 (そして「改訂前勤務原価」) は、年金プラン設定 (改訂) 以前の被用者用役について保証され将来給付ユニットのプラン設定 (改訂) 時点における現在価値と定義される。

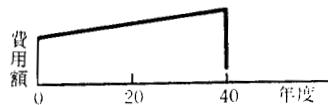
(2)の「将来給付予測法」は、被用者の予定された年金給付原価総額 (entire cost of employee's project benefits) を過去と現在、未来へと割り当てようとするものである。

この方法は、「発生給付原価法」のように、被用者用役に関連させて年金給付の発生を算定するのではなく、一定の方式にもとづいて各期間に配分しようとする。その配分の方式には、「正常加入年令法 (Entry Age Nomal Cost Method)」、「正常到達年令法 (Attained Age Normal Cost Method)」、「総合保険料法 (Aggregate Cost Method)」、「個別平準保険払法 (Individual Level Premium Method)」といった多様なものがある。

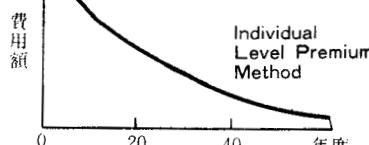
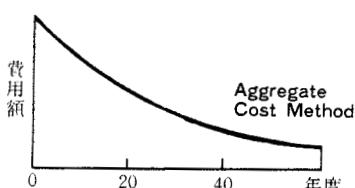
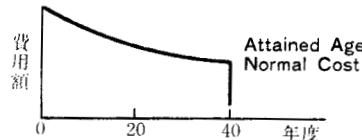
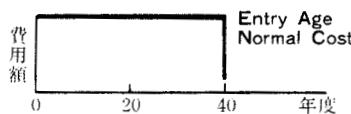
以上にみたように、保険統計原価法といっても多様なものがあり、ある方法を採用すると他の方式を採用した場合とは異なる期間の年金費用額を計上することになる。例えば第1図<sup>(2)</sup>によって、同じ条件のもとに、保険統計原価法の各方法を採用した場合に算定される期間年金費用額の変化をみよう。年金費用算定の変化をみると、固定資産減価償却費と同じように定額法に相当するものから加速減価償却法、そして通増法に相当するものまである。この点で保険統計原価法は、固定資産減価償却法と似ている。ただし、両者の間には、「一つの重大な相違<sup>(3)</sup>」がある。すなわち、「固定資産の場合には、原価（資産の購入価格）は典型的に費消期間前に生じる。そのため原価はある程度の正確性をもって

第1図 保険統計原価法の例示

発生給付原価法  
(Accrued Benefit Method)



将来給付予測法  
(Projected Benefit Methods)



知られている。年金の場合、原価（年金支払）は、費消期間が過ぎた後まで生じることはないのである<sup>(4)</sup>。このように、固定資産減価償却法が過去の取得原価をベースにした費用計上の方法であるのに対して、保険統計原価法は、将来現金支出見積額をベースにした費用計上の方法である点で、決定的に異なっている。

いま、「発生給付原価法」を用いて、一つの設例のもとに年金会計の処理プロセスを概観してみよう<sup>(5)</sup>。

#### 〔設例1〕

M氏は1980年1月1日にある会社に就職し、そして40年後に退職が予定されている。1990年12月31日（M氏雇用より10年後）にその会社は、被用者との契約にもとづいて年金プランを設定した。その契約においては、被用者の退職後20年間、被用者の雇用期間中の最高の給与額に対して、その20パーセントと被用者の雇用年度進行にともなう年度あたり1パーセントづつの増加をプラスした比率を乗じた額に等しい年金を支払う、とされていた。これを一つの公式に示せば以下のごとくになる。

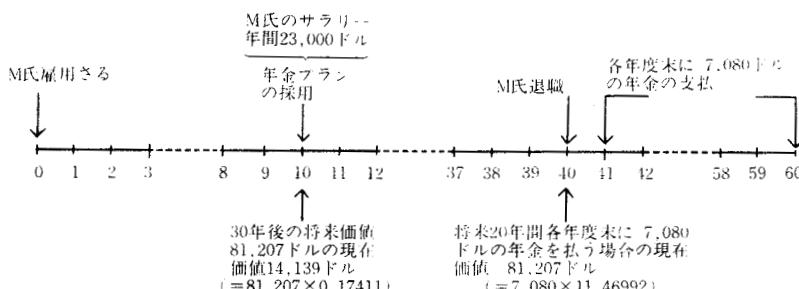
$$\text{退職期間中の各年度末に被用者に支給される年金額} = \left( 0.20 + 0.01 \times \frac{\text{被用者の雇用期間中の最高サラリー}}{\text{被用者の雇用期間}} \right) \times \text{被用者の雇用期間}$$

年金プランが開始された時、M氏は10年間働いており、23,600ドルのサラリーを得ていた。年金基金については各年度6パーセントの利子が稼得されると予測する。

以上の条件のもとで「発生給付原価法」によって、M氏についての年金費用を算定するには、以下の手続が必要となる。

まず第1に、M氏が退職した後の各年度末に受ける年金額を見積らなければならない。先の公式を用いて、その年金額を算定すれば、7,080ドル $[(0.20+0.01\times10)\times23,600]$ となる。次に、M氏が退職期間中の各年度末に受ける年金額（7,080ドル）について、M氏退職時点での現在価値を求めれば、81,207ドルとなる（すなわち、利子率6パーセントを前提にした各年度末1ドルづつの20年間にわたる年金についての現在価値は11.46992ドル）。

第2図



ルであるから、7,080の年金の現在価値は81,207ドル ( $=7,080 \times 11.46992$ ) となる。) このように算定されたM氏退職時点での将来年金支払の現在価値は、最後に、年金プランが開始された時点での現在価値に換算されなければならない。その額は14,139ドルとなる(すなわち、利子率6パーセントを前提にして30年後の1ドルの将来価値を現在価値に換算すれば0.17411ドルとなる。したがって30年後の将来価値81,207ドルの現在価値は、14,139ドル ( $=81,207 \times 0.17411$ ) となる)。(第2図参照)

この場合の14,139ドルは「累積給付(accumulated benefit)」と呼ばれ、将来の年金支払のために、すでに発生した年金給付の累計額であり、この設例においては、年金プラン開始前のM氏の労働用役に関連して発生した「過去勤務原価」に相当するものである。この「過去勤務原価」の会計処理については、後にみるよう多く議論のあるところであるが、現在のところ「過去勤務原価」の一部が、年金プラン開始後の一定の期間にわたって費用化されるという方式が一般的となっている。この「過去勤務原価」を費用化するプロセスは、「過去勤務原価の償却(amortization)」と呼ばれている。

さて、以上の資料をもとに、年金プランが開始した1年後の1991年12月31日時点において、1991年度中の被用者の労働用役に関連して発生した「正常原価」を算定してみよう。1991年12月31日には、M氏のサラリーは10パーセント上って25,960ドルとなったとする。M氏が退職後の各年度末に受ける年金額は、8,047.6ドル [ $= (0.20 + 0.01 \times 11) \times (23,600 \times 1.1)$ ] となる。この年金額のM氏退職時点での現在価値は92,305ドルとなる(利子率6パーセント、各年度末1ドルづつの20年間にわたった年金についての現在価値は11.46992ドルであるから、8,047.6ドルの年金についての現在価値は92,305ドル ( $= 8,047.6 \times 11.46992$ ) となる)。この92,305ドルの1991年12月31日時点での現在価値は、1,7035.5ドルとなる(利子率6パーセント、29年後の将来価値1ドルの現在価値は、1.184557ドルであるから、29年後の将来価値92,305ドルの現在価値は、1,7035.53ドル ( $= 92,305 \times 0.184557$ ) となる)。この1991年12月31日時点でのM氏に関連する累積給付額1,7035.53ドルと、1年前の1990年12月31日時点での累積給付額14,139ドルとの差額は2,896.53ドルである。この1990年12月31日から1991年12月31日にかけての累積給付の増加分を分解すれば、(1)その一部は1990年の累積給付(「過去勤務原価」として計上されたもの)について発生したとみなされる利子額848.34ドル ( $= 14,139 \times 0.06$ ) であり、(2)あとの残高2,048.19ドル ( $= 2,896.53 - 848.34$ ) は、M氏のサラリー10パーセントの上昇と、雇用年度が1年進行したことによる1パーセントの比率の増大にもとづいたものである。「正常原価」は、年金プラン開始後の被用者の用役に関連して発生した原価であるから、この場合、M氏についての1991年度分の「正常原価」は、1990年の累積給付額(「過去勤務原価」)について生じたとみなされる利子部分848.34ドルをのぞいた1991年度における累積給付の増加分2,048.19ドルである。(1990年の累積給付(「過去勤務原価」)について生じたとみなされる利子部分848.34ドルは、「過去勤務原価」の一部として年々費用化される)。この額を期間の「正常原価」として計上する場合の仕訳は、次のとおりである。

(借方) 年金費用 2,048.19 (貸方) 年金負債 2,048.19

このように、期間の「正常原価」の発生額は費用として計上される。この計上方法は、年金基金への拠出 (funding) とは独立して期間の費用を計上 (expensing) しようとするものである。しかし、今日、1974年に制定された年金に関する連邦法 (Employee Retirement Income Security Act : ERISA) によって、「正常原価に対して期間に計上された負債は、その期に年金基金へ資金拠出されることが要請されている<sup>(5)</sup>」ため、「ほとんどの会社は、貸借対照表上で当該期間用役に対してもかかる負債勘定も表示していない<sup>(6)</sup>」という。したがって、期間の費用として計上された「正常原価」に等しい額は、次の仕訳をもって年金基金に投入されなければならない。

(借方) 年金負債 2,048.19 (貸方) 現金 2,048.19

以上の設例にみたように、「正常原価」については、法的な強制をもって、今日、費用計上された額がその期のうちに年金基金へ拠出することが要請されている。(しかし、年金会計の論理として、年金費用はあくまで年金基金拠出から独立した考慮のもとに計上されるべきもので、年金拠出額に規制されなければならない、とされている)。そのため、少なくとも法律上は、年金負債が貸借対照表に表示される余地はない。しかし、「過去勤務原価については、費用化と年金基金拠出とのタイミングは、必ずしも同じであるとかぎらない。すなわち、「過去勤務原価」は、年金プランが採用された後の期間に序々に費用化され、そして序々に年金基金に拠出されるが、この場合、費用化と年金基金拠出との両者のタイミングは、必ずしも同じであるとかぎらない。もし、ある期間の年金基金拠出額が年金費用額よりも少なければ、貸借対照表には年金負債が計上されることになる。これとは逆に、年金基金拠出額が年金費用額より大きければ「前払年金給付 (Prepaid Pension Benefit)」が計上されることになる。両者のケースのうち、通常おこりうるのは、前者の年金負債計上のケースである。

新しい設例をもって説明しよう<sup>(7)</sup>。

## <設例 II >

いま「過去勤務原価」の現在価値が 100,000 ドル、利子率は年あたり10パーセントとする。そして「過去勤務原価」の償却期間は 3 ケ年、年金基金への拠出期間は 5 ケ年間とする。第 1 表は、「過去勤務原価」の償却と年金基金拠出とのそれぞれのプロセスを示したものである。このケースにみられるように、「過去勤務原価」について、費用化と年金基金拠出とのタイミングが違うため、期間に計上される費用額と年金基金拠出額との間に期間的な差異が生じる。この差異は、年金負債として貸借対照表に表示されることになる。この貸方の年金負債については、各期末残高について利子が会計上、発生する。この額は、年金費用として一括して計上するか、もしくは、それが実際に現金支払された利子ではなく、会計上発生したとみなされる利子である、という意味を明確にするために、「利子等質額 (Interest Equivalent or Amounts Equivalent to Interest)」という独立の勘定

第1表「過去勤務原価」100,000ドルの費用化と年金基金投入のプロセス  
 (年度末支払い、年利率 10% 将来価値：161,015ドル)

年度	期首在高 (1)	上段 利子費用 下段 利子収益 (2)	上段 費用額 下段 基金投入額 (3)	元金減少額 (3)-(2) (4)	期末在高 (5)
3ヶ年間にわたる「過去勤務原価」\$100,000の費用化プロセス					
0				\$ 100,00	
1	\$ 100,000	\$ 10,000	\$ 40,211	\$ 30,211	69,789
2	69,789	6,979	40,211	33,232	36,557
3	36,557	3,656	40,213	36,557	0
5ヶ年間にわたって将来価値 161,051ドルを年金基金に投入するのに 各年度に必要とされる額					
1	\$ 0	\$ 0	\$ 26,380		\$ 26,380
2	26,380	2,638	26,380		55,398
3	55,398	5,540	26,380		87,318
4	87,318	8,732	26,380		122,430
5	122,430	12,243	26,378		161,051

項目を設定して計上する。「過去勤務原価」についての費用化の速度が年金基金拠出の速度よりもやい場合には、その逆の場合とくらべて、期間をつうじて計上される費用額は、期末年金負債についての利子費用が計上されるために、その分だけ拡大計上されることになる。いま、第3年度期の仕訳をすれば、次のようになる（全体の期間をつうじての財務諸表上の各項目に対する影響は、第2表にみるとおりである。）

#### 第3年度期の仕訳（費用化）

（借方）

年金費用（「過去勤務原価」の償却） 40,213

年金費用（「利子等質額」） 2,904

（貸方）

年金負債 43,117

#### 第3年度期の仕訳（年金基金拠出）

（借方） 年金負債 26,380

（貸方） 現金 26,380

第2表 第1表の設例に関連した会計上の表示

会社の会計記録					
年度	期中			期末	
	年金負債について生じた利子費用 P/L借方 (1)	「過去勤務原価」の償却による費用計上 P/L借方 (2)	現金勘定に対する貸方 (3)	年金負債 B/S貸方 (4)	脚注で示される「過去勤務原価」未償却残高 (5)
0	\$ 0	\$ 40,211	\$ —	\$ 13,831	\$ 100,000
1	1,383	40,211	26,380	29,045	69,789
2	2,904	40,213	26,380	45,782	36,557
3	4,578	0	26,380	23,980	0
4	2,398	0	26,378	0	0
	\$ 11,263	\$ 120,635	\$ 131,898		

以上、年金会計の概要をみてきた。ここで概略された年金会計処理が「一般に認められた会計原則」になる以前においては、被用者が退職した後の年金の実際支払額を年金費用として計上する方式 (pay-as-you-go method と呼ばれる) や、また退職時点で被用者の年金債務を一度に年金基金に拠出したその額を年金費用として計上する方式 (terminal funding method) や、そして、年金基金拠出額をもって年金費用を計上する現金主義的な方式も普及していた。年金会計は、このような「現金支出」をベースにした年金費用の計上を否定し、「発生」をベースにして年金費用を計上しようとするものである。そしてこの「発生」の論理にもとづいた年金費用の計上は、「通常、保険統計専門家の技能と経験、判断を必要とする<sup>(8)</sup>」。年金会計が成立するには、「発生」の論理と「保険統計」の測定論理が受け入れられることが重要な鍵となる。このような年金会計がいかに「一般に認められた会計原則」としてフォーミュレートされてきたか、その歴史的プロセスを検討してみることにしよう。

- (1) 将来の年金支払を受ける権利についての規定は、「保証条項 (vested provisions)」と呼ばれている。この「保証条項」には、「完全保証 (fully vested)」と「部分保証 (partially vested)」とがある。「完全保証」の場合には、保証された年金給付

(vested benefit) は、被用者から剥脱されることはない。「部分保証」の場合には、年金給付は序々に保証される。普通、就職してから 5 年目の被用者には、何も保証されないが、10 年をすぎると発生年金給付の 50 パーセントが保証され、15 年をすぎると 100 パーセント保証される。この間に、もし、被用者が転職したとすれば、「部分保証」のもとでの被用者の権利（雇用者にとっては負債）は、「完全保証」の場合より小さなものとなる。「部分保証」の制度のとられている場合には、保険統計原価法によって期間に計上された年金原価が、そのまま全額保証給付として確定されるとはかぎらない。このように「保証条項」は、期間に計上される会計上の年金費用と年金負債の額に影響を与える。ここでは、説明を単純化するため、「部分保証」ではなく、「完全保証」の場合を想定し、保険統計原価法によって算定された年金費用は、全額、確約年金給付 (vested benefit) としている。

- (2) 第 1 図は、Davidson, Sidney, Stickney, Clyde P. & Weil Roman L., *Intermediate Accounting: Concepts, Methods and Uses*, 1981, P. 19—23 によった。
- (3)(4) Skinner, Ross M., *Pension Accounting: The Problem of Equating Payments Tomorrow with Expenses Today*, Toronto : Clarsson Gordon, 1980, p. 12.
- (4) 設例は Davidson, Stickey & Weil の著書, P. 19—8. を参照にした。
- (5)(6) *Ibid.*, P. 19—9.
- (7) 設例は Davidson, Stickney & Weil の著書 (p. 19—10~14) を参照した。
- (8) Accounting Interpretation of APB Opinion No. 8, 1968.

### 3 年金会計原則の形成プロセス

年金会計原則の形成プロセスを検討するにあたって、その時代区分を (1) 会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure: CAP) の時代 (2) 会計原則審議会 (Accounting Principles Board : APB) の時代、そして (3) 財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) の時代とに分けることとする。この時代区分によって、それぞれの会計原則形成機関による年金会計原則のフォーミュレーションの特徴を明らかにすることができます。

#### (1) 会計手続委員会 (CAP) の時代

会計手続委員会は、「会計研究公報 (Accounting Research Bulletins)」によって会計原則の表明を行った。そこで会計原則は、決して体系的なものではなく、個々のケースについて、いわゆる「一般に認められた」とされる特定の会計処理方式を会計原則としてフォーミュレートしたものであった。「会計研究公報」は、会計原則の「その権威は到達

した意見の一般的承認可能性(generally acceptability)にある<sup>(1)</sup>」ことを強調していた。したがって、会計手続委員会の表明する会計原則とは、特定のケースに関係した、ある特定の時点でのいわゆる「一般的承認可能性」をもった会計実務であり、それは、最終的な問題の解決ではなく、コモン・ローのように将来進化することを予定した暫定的な意見である、とされていた。このような論理をもって、この時代の年金会計についての会計原則はフォーミュレートされたのである。会計手続委員会によって表明された年金会計関係の会計原則には、1948年の「会計研究公報第36号、過去勤務にもとづいた年金原価の会計 (Accounting for Annuity Costs Based on Past Services)」と、1956年の「会研究公報第47号、年金プラン原価の会計 (Accounting for Costs of Pension Plan)」との二つがある。

#### 〈会計研究公報第36号、過去勤務にもとづいた年金原価の会計、1948年〉

年金会計についての最初の会計原則は、会計手続委員会による1948年の会計研究公報第36号である。この公報は、「過去勤務原価」という特定のケースについての会計原則を表明したものであった。しかし「この公報は年金会計問題の1つの小局面だけを取り扱ったものであったが、それは概念的にも実務的にも最も問題のある領域に焦点をあてたものであった」<sup>(2)</sup>。

会計研究公報第36号は、「過去勤務原価」についての当時の会計処理には、(1)剰余金勘定に直接賦課する方式と、(2)年金プランの開始時にプランの創設費として利益に賦課する方式、(3)現在と将来の年度に費用として配分する方式がある、として、とくに(3)の方式を「一般に認められた会計原則」として表明した。その理由について、同公報は次のように述べている。

「たとえ過去の勤務にもとづいた算定がなされるような場合でも、そのような過去勤務についての年金原価は、関係する個人とは假らない全体としての組織の現在と将来の勤務を考慮するうえで一般に生じるものである、と委員会は確信している。この確信は、年金プランから生れる便宜(benefits)がたとえ目に見えないものであろうと、それにもかかわらず、それは実在するという仮定にもとづいている。過去勤務の要素は、年金プランの検討にあたって重要なものであり、過去勤務の勘定において生じた原価は、プランの採用によって得られた便宜性をつくりだすものである。そのような便宜性には、被用者のモラルの高揚とか老齢化した被用者の解雇の促進、よりのぞましい人員の勧誘と確保とかいった経営上の改善を生みだすものすべてが含まれると普通、考えられる<sup>(3)</sup>。」

このように年金プランの採用によって将来の企業経営に無形の便宜をもたらすことを理由に、「過去勤務原価」は、将来受けるその便宜性にもとづいて、現在から将来の年度にわたって配分すべきことを、同公報は勧告しているのである。この論理のもとでは、「過去勤務原価」を過年度の損益の修正として剰余金勘定と相殺する方式は否定されることにな

る。

「したがって、委員会の意見は次のとくである。(a)過去勤務にもとづいた年金原価は、現在と将来の期間にわたって配分(allocate)すべきである。ただし、それが単年度の営業成果をゆがめるほどに大きな額でなければ、当該年度に計上すべきである。(b)過去勤務にもとづいた年金原価は剩余金に賦課すべきでない<sup>(4)</sup>。」

会計研究公報第36号は、このように「過去勤務原価」を将来の期間に配分する方法を「一般に認められた会計原則」として表明した。しかし、同公報は、「過去勤務原価」の期間配分を勧告しても、その配分の具体的な方法については何も述べていない。

#### 〈会計研究公報第47号、年金プラン原価の会計、1956年〉

1948年に出された会計研究公報第36号は、「過去勤務原価」の会計処理に限ったものであったが、1956年の会計研究公報第47号は、これに対して、年金会計全体についての表明を行ったものであった。会計研究公報第47号は、「過去勤務原価」を費用として現在と将来に配分せよと要請した以前の公報の立場を再度確認するとともに<sup>(5)</sup>、はじめて、年金原価の測定法として保険統計法を採用する方向に好意を示している。ここでは、期間の年金費用を「現金支出」ではなく、「発生」にもとづいて計上しようとする志向がみられる。

「多くのものの見方においては、年金プランのもとでの原価の発生は、プランに対する資金拠出の仕方に依存する必要はないし、またプランの義務を厳密な法解釈のもとにおく必要はない、とされている。……中略……それらの見方によれば、たいていの場合、プランはたとえ刻々修正されたり、または更新されたり(期限到来のために)はするが、将来永久に継続すると仮定することは、会計目的にとって合理的であると考えられる。この見方によれば、現在と将来の勤務にもとづいた原価は、被用者の予測される勤務期間中に、一般的には保険統計計算(actuarial calculation)にもとづいて系統的に発生すべきものとなる。保険統計計算は、本来、年金基金投入目的のものであったが、会計目的に対しても用いることができる。もちろん、それらは、一定の期間をおいて改訂されるべきものとなる。またこの見方によれば、もし配分が系統的かつ合理的な基礎のもとに行われ、どの年度においても営業成績をゆがめたりしないものであれば、過去勤務にもとづいた原価は、ある合理的な期間にわたって償却されるべきものとなる<sup>(6)</sup>。」

会計研究公報第47号は、以上の見方を「費用と収益との合理的な対応を生み出す傾向の最も強いものであり、そのためのぞましいものである<sup>(7)</sup>」と支持している。しかし、このように保険統計手法の活用による「発生ベース」にもとづいた年金費用の算定を基本的に支持する方向をみせながら、同公報は、まだそのような方式に対して合意が得られていないことを理由に、それを「一般に認められた会計原則」として正式にフォーミュレートするのを避けた。そして、同公報は、年金費用算定の具体的な基準を設定せず、ただ「最少限の基準」というそれ自体きわめて抽象的な規定をするにとどめた。

「しかしながら、年金原価の会計に関する意見は、現在のところ何らかの一つの方法について合意を得ることができるほどに十分に具体化していないと委員会は確信しているし、また、年金原価会計についての意見の対立はしばらくの間つづくであろう、と確信している。したがって、現在のところは、最少限基準として、財務諸表は、被用者に対する年金契約の保険統計によって算定された現在価値 (present worth, actuarially calculated, of pension commitments to employees) を、年金の権利が被用者に保証された範囲内で、貸借対照表にあっては累積信託基金 (accumulated trustee funds) または購入年金契約 (annuity contract purchased) によって減少した範囲内で、その額を発生したものとして計上すべきである、と委員会は確信している<sup>(8)</sup>。」

以上にみたように、会計手続委員会の時代には、二つの会計研究公報によって年金会計についての会計原則がフォーミュレートされた。そこでは、1) 「過去勤務原価」を剩余金との相殺項目とするのではなく、期間にわたって配分すべき費用であるとすることによって、会計上の費用概念の拡大化を行ったこと、そして、(2) 保険統計手法によるいわゆる「発生ベース」にもとづいた年金費用の算定を支持する方向を示すことによって、「現金ベース」に制約されていた年金費用算定をその制約から解放したのである。

## (2) 会計原則審議会 (APB) の時代

会計原則審議会は、会計手続委員会に代って、1958年にアメリカ公認会計士協会 (AICPA) によって設立された。会計原則審議会は、従来の会計原則の表明が、あまりにも「細切れ (piecemeal)」であったの反省し、周到な調査研究を基礎においていた会計原則の表明を目指した。

会計原則審議会の設立とともに、年金会計は、同審議会の検討すべき重要課題となつた。会計原則審議会は、1966年にオピニオン第8号、「年金プラン原価の会計 (Accounting for the cost of Pension Plans)」を表明した。このAPBオピニオン第8号は、それまで多くの議論を呼んでいた年金会計について、一定のまとまった会計原則をフォーミュレートしたものであった。それは、今日でも基本的に効力をもっている。

会計原則審議会による会計原則のフォーミュレーションも、従来のように「一般的承認可能性」にその権威を求めている点で大きな相違はないが、しかし、そのような「一般的承認可能性」をつくり出そうとするその対応において、従来の会計手続委員会とは異なった体制をもっていた。すなわち、会計原則審議会は、会計調査研究部 (Accounting Research Division) を設け、事前に会計問題の調査研究にあたらせ、その結果を部長の権限のもとに『調査研究 (Research Study)』として公表し、会計原則の表明以前に、資料を提供し、新しい会計原則に対する「学習と実験 (consideration and experimentation)<sup>(9)</sup>」の機会をつくり、そしてさらに、従来以上に「公開草案 (Exposure Draft)」を広く配布しようとした。このことによって、意見対立のある会計原則 (実務) に対して、いわゆる「一般的承認可能性」をつくり出そうとしたのである。年金会計原則について

も、それがA P Bオピニオン第8号によってフォーミュレートされる以前に、ヒックス(Hicks, Ernest L.,)による調査研究が実行され、その研究は1965年に『会計調査研究第8号、年金プラン原価の会計 (Accounting Research Study No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans)』として出版されている。この調査研究の公表によって、オピニオン第8号の年金会計原則が承認される条件がつくり出されたのである。まず、このヒックスによる『会計調査研究第8号』から検討していこう。

#### <『会計調査研究第8号、年金プラン原価の会計』1965年>

会計調査研究第8号は、年金プラン原価の算定基準を「現金ベース」と「発生ベース」とに分け、このうち「発生ベース」が支持できるものである、と述べている。

「年金プラン原価の会計実務は、次の2つの仮定、すなわち、(1)雇用者が支払額のみを年金費用として記録するというのが年金プランの性質であるとする仮定と、(2)支払額の計上のために採用される方法は、基本的な会計概念のもとでの純利益算定において適切に計上された会計上の賦課 (accounting charge) によっても確保されるとする仮定、このうちのいずれかの仮定にもとづいている。最初の仮定は、会計上においては現金ベースとなり、後の仮定は発生ベースに一致しようとするものである。」

雇用者の財務状態と営業成績は、年金プラン原価によって影響を受ける範囲に対して、そのような原価が発生ベースにもとづいて計上される場合にのみ、公正に表示される、というのが本研究の結論である<sup>(10)</sup>。」

このように会計調査研究第8号は、年金プラン原価会計の基礎概念として「発生」概念を設定する。この年金プラン原価算定に対する発生ベースの適用は、「期間の費用額を(a)支払額ではなく他の基本的概念にもとづいて、そして(b)年金プランの形式よりも内容にもとづいて(on the substance of a pension plan rather than on its form) 計上する<sup>(11)</sup>」というものである。しかし、同調査研究は、このような「発生会計の勧告それ自体は、年金原価の費用算定の額と計上時点とを決定するのに十分なガイドを提供していない<sup>(12)</sup>」としている。すなわち、「発生ベース」がいかに適用され、どのような年金原価が計上されるかが問題である、と述べている。その具体的な指針を、同調査研究は、「保険統計専門家の手法」<sup>(13)</sup>に求めようとする。

「年金プランのもとで支払額の算定に現在用いられている保険統計原価法は、もし、それが本研究の他の結論と矛盾することなく適用されるならば、発生会計において採用が認められる、というのが本研究の結論である<sup>(14)</sup>。」

しかし、会計目的に保険統計手法を採用することには異論はないとしても、経営者に保険統計原価法の選択の自由を認めるかどうか、どの方法が合理的な結果を生みだすか、ということについては意見の対立がある、と会計調査研究第8号は述べている。同調査研究は、一応、「将来給付予測法」の一つである「正常加入年令法」を「のぞましい (prefer)<sup>(15)</sup>」ものとしているが、しかしこの方式のみが採用されるべきであるとはしていな

い。同調査研究が「正常加入年令法」をのぞましいとする理由として、年金契約の長期的性格と年金原価算定に含まれている不確実性のために、年金原価はできるだけ平準化された年金額を計上するのがのぞましく、減価償却における定額法のように平準化された期間年金原価額が得られる「正常加入年令法」がその条件をみたしている、と指摘している。

さて、以上のように保険統計原価法にもとづいて年金原価を計上するとすれば、年金プラン採用以降に計上される「正常原価」部分については、さして意見の対立はないが、しかし、年金プラン採用以前の被用者用役に関連して計上される「過去勤務原価」の会計上の取り扱いについては「広範な意見対立が存在している<sup>(18)</sup>」。このように会計調査研究第8号は述べ、「過去勤務原価」の処理について検討を加えている。

会計調査研究第8号は、「過去勤務原価は、年金プランの採用以降の合理的な期間にわたって組織的に費用に（関連の利子も含めて）計上すべきである<sup>(17)</sup>」としている。同調査研究は、「過去勤務原価」をプラン採用以降の期間に配分するのは、経営者がプラン採用によって様々な便宜（advantages）を現在と将来に受けることが予測されるからである、としている。この論理は、1948年の会計研究公報第36号の論理と同じものであり、会計調査研究第8号の結論はこれを再確認したものである。問題は、「過去勤務原価」をどのように「系統的」に、そして、いかなる「合理的な期間」に配分するか、という点である。

まず「過去勤務原価」の期間費用化について会計調査研究第8号の述べているところをみよう。

会計調査研究第8号は、「過去勤務原価」の期間への費用化については、意見の対立があるとしている。その一つは、「過去勤務原価」について期間の費用として計上される額を、「過去勤務原価」についての利子部分に限定すべきであるとする意見である。この意見は、年金プランを維持するには、「過去勤務原価」についてその利子以上の額を拠出するようなことは実際必要とされない、という確信のうえにたって、個々の被用者ではなく、全体として年金給付を支払うことができるような年金原価を算定すべきであるとする。したがって、この意見にあっては、年金基金を継続的に維持するに必要な額、すなわち「未拠出過去勤務原価（unfunded past service cost）」についての利子部分のみを費用計上しようとする。これに対して、別の意見においては、年金原価の測定は特定の個人について発生した年金給付を計上しようとするものであり、この意見のもとでは、「過去勤務原価」をそれについての利子とともに将来の期間に配分することを要請する。

以上の意見対立のうち会計調査研究第8号は、「発生」の論理を徹底化させ、「計上されるべき原価は特定の人に将来支払われると予測される 給付の原価であるという観点<sup>(18)</sup>」を支持し、「計上すべき原価を年金プランの活動を維持するに必要な額のみに限定する」というような概念は認められない<sup>(19)</sup>」としている。したがって、会計調査研究においては、「過去勤務原価」についての期間費用計上を、未拠出分に対する利子額のみに限定しようとする方式は否定される。

次に「過去勤務原価」について問題となるのは、プラン開始時の「過去勤務原価」の計

上方法である。「過去勤務原価」を「発生給付原価法」によって計上した場合と、「正常加入年令法」によって計上した場合とでは、それぞれ異なった額が計上される（通常、「正常加入年令法」の方が「発生給付原価法」による場合よりも高い額を計上する）。この点について、会計調査研究第8号は、「会計目的には発生給付原価法が認められる<sup>(20)</sup>」としている。すなわち、「過去勤務原価」は、「発生した給付の価値」を計上するものであり、もしその価値額が十分計上されているならば、それ以上の額を計上してはならない。この「発生した給付の価値」の算定は、「発生給付原価法」以外の保険統計原価法によってはできない。かくして会計調査研究は、「過去勤務原価」の算定に「発生給付原価法」以外の方法を採用している会社に対しては、その変更を求めている。

会計調査研究第8号は、「過去勤務原価」を「合理的な期間」にわたって配分すべきことを要請している。この場合の「合理的な期間」については、同調査研究は、明確な基準を設定するものではないとしながら、「過去勤務原価」の配分については、可能性として年金プランの設定から被用者の退職までの期間におよぶものあり、とりあえず「被用者の残存勤務年限の加重平均された年限が一つの出発点となる<sup>(21)</sup>」と述べている。しかし、「期間は明確に確定することができないために弾力的な幅（flexibility）を設けるべきである<sup>(22)</sup>」として、10年から40年の間を「合理的な幅<sup>(23)</sup>」と考える、と述べている。

また、「過去勤務原価」の期間配分について、会計調査研究第8号は、基本的に平準化された年金費用を計上することをすすめている。すなわち「過去勤務原価」についても「およそ等額の年次額（利子をも含めた）を年金プランの採用後の合理的な期間にわたって費用に算入する<sup>(24)</sup>」よう提案している、しかし「他の系統的なアプローチも認められる<sup>(25)</sup>」としている。

会計調査研究第8号は、「過去勤務原価」の会計表示について次のように述べている。「過去勤務原価」について年金基金投入されていない額を負債として貸借対照表上に表示せよという提案もあるが、しかし、この提案は採用できない。「過去勤務原価は適切な手続のもとで費用として計上されるまで、いかなる会計的意義（accounting significance）ももたない。したがって、そのような原価は、この研究によって提示された基準に一致して決定された会計賦課が支払額と異なっている場合にのみ、雇用者の貸借対照表に表示されるべきである<sup>(26)</sup>。」そのため、貸借対照表上の年金原価を規定するにあたって、「費用に賦課されたがまだ年金基金に投入されていない年金原価（pension cost charged to expense but not funded）<sup>(27)</sup>」という表現が適切である。このように会計調査研究第8号は、年金プラン開始時に算定された「過去勤務原価」を負債に計上することを否定し、期間に費用化された「過去勤務原価」のうち年金基金に投入されない部分を貸借対照表の負債の部に計上することを勧めている。会計調査研究の提案によれば、「過去勤務原価」の年金基金未投入総額は、財務諸表の脚注に表示されるべきものとなる。

会計調査研究第8号による「過去勤務原価」についての提案は、以上のとおりである。次に、保険統計上の仮定を修正した場合に生じる「保険統計利得と損失（actual gains

and losses)」の会計処理についてみていこう。保険統計上の仮定は、あくまで将来の見積と予測にもとづいたものであるため、現実のなりゆきとは一致しない場合が多く、また条件の変化によって将来の見積と予測を修正する必要が生じる。「保険統計利得（または損失）」は、そのような保険統計上の仮定が現実の結果と相異したり、途中で修正したりした場合に生じる利得（または損失）であるといわれている。この「保険統計利得（または損失）」の会計処理には、「即時ベース（immediate basis）」（修正直後に年次の年金費用を減少させることによって利得を計上する方法）と「分散ベース（spread basis）」（利得または損失を「正常原価」や「過去勤務原価」のいずれかをつうじて、現在と将来の費用にあてる方法）がある。会計調査研究第8号は、年金プランの閉鎖とか企業合併のごとき特別の例外をのぞいて、「分散ベース」を採用すべきである、としている<sup>(28)</sup>。

以上の「保険統計利得または損失」の計上に関連して問題となるのは、年金基金の運用（例えば株式投資）より生じる未実現利得（unrealized appreciation）もしくは損失（depreciation）を考慮に入れるかどうか、という問題がある。会計調査研究第8号は、「普通株（そして、条件によっては社債とその他の投資）についての未実現の利得または損失は、会計目的のために雇用者の年金原価の推定にあたって系統的に計上されるべきである<sup>(29)</sup>」としている。すなわち、普通株についての評価益もしくは評価損が将来現実のものとなるかどうか不確実性がともなうが、年金トラストの投資状況から大局的にみて実現するとみてもよい。そのため普通株を中心とした未実現の利得または損失は、先の「保険統計利得または損失」のように、「分散ベース」を用いて、年金原価の算定に含められるべきである、としている。

会計調査研究第8号は、また、会計上計上された期間の年金費用額と期間の年金基金拠出額とが相異なる場合、両者の額の差額部分について生じる利子の処理について述べている。それによれば、「年金基金への拠出額が会計賦課と異なる場合、会計上の費用計上には、実際の年金基金在高と会計賦課を基礎として計上された論理上の在高との差額について生じた利子を加える（もしくは差し引く）べきである<sup>(30)</sup>」としている。すなわち、会計上の年金費用額（年金負債）より年金基金拠出額の方が小さければ、次期にはその差額分についての利子が年金費用に加えて計上されることになり、その逆の場合には、両者の差額分についての利子に相当する額だけ年金費用より控除されることになる。通常おこりうるケースは、前者のケースであるから、この勧告にしたがえば、会計上計上された利子額だけ費用の拡大計上を生み出す。

以上、会計調査研究第8号の基本的主張点をみてきた。ここでは「発生」の論理にもとづいた年金費用の算定が展開されている。このような「発生」の論理は、保険統計の測定論理に全面的に依拠して展開されている。このことは、年金会計に関連して、従来の経営者と会計上との間のプロフェッショナルな責任関係の論理に、新しく保険統計専門家をもつけ加わった責任関係の論理を生みだすものとなっている。会計調査研究は、このような責任関係について次のように述べている。

「年金プランの原価を期間に割り付けするのに必要とされる計算は、複雑な保険統計上の検討を含むものである。結果として、保険統計専門家が指導的役割を演じる。しかしそれにもかかわらず、財務諸表に責任をもつ会社経営者は、記録された年金原価額について通常、責任を負う。この責任を発揮するうえで、経営者は、保険統計原価法と保険統計上の仮定の選択について保険統計専門家と議論する。算定がなされた後に、経営者はそれを吟味する。上述の場合、経営者の目的は、採用した保険統計原価法が会計目的にてらして認められるものであるか、また保険統計上の仮定が合理的なものであるか、さらに、保険統計原価法と保険統計上の仮定が会計目的にてらして、認められた方法によって適用されているかどうか、ということについて、自らを満足せしめることである<sup>(31)</sup>。」

「一般的に独立の公会計士の目的は、財務諸表に対する財務担当経営者のそれと同じである。この目的を遂行するうえで、独立の公会計士は、保険統計専門家の計算について、採用された手続についての理解を確実なものにする必要がある程度にまで、検討する<sup>(32)</sup>。」

#### ＜A P B オピニオン第8号、年金プラン原価の会計、1966年＞

会計原則審議会は、先にみた会計調査研究第8号を基礎にして、そして1966年の公開草案の公表を経て、表明されたものである。それが依拠する基本的な論理は、会計調査研究のものと同じであるが、その結論がすべて同じであるというわけではない。A P B オピニオンは、理論上の一貫性よりも、「一般的承認可能性」を重んじる。したがって、合意の成熟度と実行可能性の配慮から、A P B オピニオン第8号は、会計調査研究第8号の結論を修正している。

A P B オピニオン第8号は、次のように述べている。

「発生ベース」にもとづいた年金原価の算定については「幅広い合意（broad agreement）<sup>(33)</sup>」が存在している。「発生ベース」のもとでは、「費用に賦課される年次の年金原価（『年金原価に対する引き当て』）は、その年次に年金基金投入された額と必ずしも同じである必要はない<sup>(34)</sup>。」なぜなら「年金基金投入額は財務上の事柄であり、このオピニオンの範囲外のことである<sup>(35)</sup>」からである。しかし、この点での基本的な合意があっても、年金原価の性質とその計上については様々な考え方があり、一般的な合意は存在しない。A P B オピニオンは、このような状況から、「年金原価の会計は転換期にある<sup>(36)</sup>」として、特定の年金原価算定基準を設定しようとはしない。そのかわりに、年金原価算定について、意見の相異に対応して「最少限度」と「最大限度」の許容幅を以下のごとく設定している<sup>(37)</sup>。

「最少限度」——年金原価に対する年次の引き当ては、(1)「正常原価」と(2)「未投入過去勤務原価」についての利子に等しい額と(3)特別の場合に計上される確約年金給付額（vested benefits），以上を合計した総額を下らないこと。

「最大限度」——年金原価に対する引き当ては、(1)「正常原価」と(2)10パーセントの「過去勤務原価」と、(3)年金費用額と年金基金投入額との相異に対する利子等額、以上を合計した額をこえないこと。

A P B オピニオン第8号の基礎となった会計調査研究第8号では、「正常原価」に「未投入過去勤務原価」についての利子のみをつけ加えた額を年金原価とする立場(A P B オピニオンでいう「最少限度」の額)は否定されていたのであるが、A P B オピニオンにおいては、合意の成熟が不十分である、ということによって、これも認めている。

A P B オピニオン第8号は、保険統計原価法を「会計目的のために年金原価を算定するのに有用である<sup>(38)</sup>」として、保険統計原価法の採用を正式に認めている。すなわち、

「会計目的の原価算定を認められうるものにするために、保険統計原価法は、合理的で系統的なものでなければならず、また年々、合理的な年金原価の測定を生みだすように一貫して適用されなければならない<sup>(39)</sup>。」

このA P B オピニオンによって、「最終年金基金投入法(final funding method)」や「ペイ・アズ・ユー・ゴー法(pay-as-you-go method)」は、否定された。このように A P B オピニオン第8号は、正式に保険統計原価法の採用を認めているが、しかし、その適用については、「過去勤務原価」を「正常原価」と別建てで表示すべきこと、そして「過去勤務原価の償却は合理的で系統的なプランにもとづき、一般に合理的で安定した額(resonably stable annual amount)を計上すべきである<sup>(40)</sup>」という以上の規定はしていない。すなわち、A P B オピニオンは、どの保険統計原価法が認められるものか、またどの方式がのぞましいものなのか、という点については何も述べていない。そのような沈黙の態度によって、年金費用の算定については、大きな弾力性を認めたのである。

以上にみたように、A P B オピニオン第8号は、基本的に会計調査研究第8号にもとづきながら、いわゆる合意の進展の不十分さを理由に、会計調査研究の提案よりさらに弾力的な幅をもたせて、年金原価会計原則をフォーミュレートしている。(「過去勤務原価」の未拠出分をすべて負債として貸借対照表に表示するに反対し、期間に償却(費用化)されたが年金基金へ拠出していない分のみを負債として表示すること、ならびに「保険統計利得または損失」の処理については、A P B オピニオン第8号と会計調査研究第8号との間には、それぞれの結論において相異はない。)

最後にA P B オピニオン第8号は、財務諸表もしくは脚注で表示すべきものとして、以下の事項をあげている<sup>(41)</sup>。

- 「(1) 適用される被用者グループを確認もしくは記述したプランが存在する、を示したステイトメント。
- (2) 会社の会計方針と年金基金拠出方針についてのステイトメント。
- (3) 期間中の年金原価計上額。
- (4) もし、保険統計によって算定された確約給付価値(value of vested benefits)が年金基金と貸借対照表上の発生額との合計額より前払年金もしくは繰延賦課をさしひい

た額よりも大きな場合には、その超過額。

- (5) 会計方法の変更（保険統計原価法や過去勤務原価の償却、保険統計利得と損失の処理の変更など）、状況の変化（保険統計仮定の変更など）、もしくはプランの採用あるいは修正といったような表示期間全体に対して比較可能性に影響を与える重要な事項の性質とその影響。

### （3）財務会計基準審議会（FASB）の時代

財務会計基準審議会は、1973年に設立された。財務会計基準審議会は、それまでの会計原則設定機関のようにアメリカ公認会計士協会（AICPA）という特定の組織に所属するのではなく、それから組織的に独立し、そして公認会計士以外の他のプロフェッショナルも含めたフルタイムのメンバーによって運営される組織となっている。このような新しい会計原則設定機関を設けることによって、表明される会計原則の権威を高めようとした。

財務会計基準審議会がそのステートメントをもって表明する個々の会計原則は、現在のところ個別の会計問題について「一般的承認可能性」をもった会計実務を会計原則としてフォーミュレートするという基調線を採用している点で、従来の会計原則設定機関が採用したアプローチと基本的な変更はない。従来と異なる点は、財務会計基準審議会がそのプロジェクトに「会計の概念フレームワーク（conceptual framework of accounting）」を設定し、これを背景にして、個々の会計原則についての「一般的承認可能性」をつくり出す努力をしていることである。財務会計基準審議会による概念フレームワークの設定については、すでに、「財務報告の目的（Objective of Financial Reporting）」と「会計情報の質的特性（Qualitative Characteristic of Accounting Information）」、そして「財務表の要素（Elements of Financial Statement）」と題したそれぞれの「FASB 概念ステートメント（FASB Conceptual Statement）」が公表されている。

これらの概念フレームワークは、「財務会計と報告の性質と機能、その限界を規定する<sup>(42)</sup>」ものであり、それ自体、何らかの強制力をもったではない。それらの概念フレームワークは、会計原則の設定と解釈、運用にあたって参照されるべきもので、そのことによって会計原則に対する「一般的承認可能性」を高めようとするものである。今日の年金会計原則をめぐる動きには、これまでの会計原則設定にはみられなかった、概念フレームワークを背景とした会計原則のフォーミュレーションの過程が進行しており、この点で注目にあたいる。

以前のA P Bオピニオン第8号は、年金会計についての一応のまとまった表明を行うものであったが、しかし、1970年代の後半に入ると、このA P Bオピニオンに対して激しい批判が多方面より投げつけられるようになった。例えば、財務分析連合会社情報委員会（the Corporate Information Committee of the Financial Analysts Federation）は、1978年の報告書において、「年金会計負債の会計は、その欠陥が顕著となっている会社報告の最近の重大領域である<sup>(43)</sup>」として、その改善の必要性を唱えている。A P Bオピニオ

ン第8号に対する批判は多彩であるが、その主な批判の焦点は、以下の事項にある。

- 〔(a) 保険統計法ならびに過去勤務原価の償却について多様性を認めていること。
- (b) ある一定の義務を負債として計上していないこと。
- (c) 年金負債を人為的に平準化（もしくは『正常化（smoothing）』）していること。
- (d) 保険会計上の仮定を選択する場合の弾力性<sup>(44)</sup>。」

しかし、これらの諸点に対して「改善が必要なことには同意する者も、必要とされる変更のタイプと範囲については意見の対立がある<sup>(45)</sup>」といふ。

このように、現在、APBオピニオン第8号によって表明された年金会計原則に対しては激しい批判が投げつけられている。このようななかで財務会計基準審議会は、どのような対処をしているか、みていこう。

＜FASB 解釈第3号、1974年の被用者退職所得安全保証法に応じた年金プラン原価の会計、1974年＞

FASB解釈(Interpretation)第3号、「1974年の被用者退職所得安全保証法に応じた年金プラン原価の会計 (Accounting for the Cost of Pension Plans Subject to the Employee Retirement Income Security Act of 1974: an interpretation of APB Opinion No. 8)」は、1974年に制定された年金関係の連邦法(ERISAと略されて呼ばれている)の制定に応じて、APBオピニオン第8号に対する財務会計基準審議会による公式の解釈を表明したものである。1974年の年金関係法(ERISA)は、年金基金拠出額の最少限度基準や、年金給付を受ける被用者の適格条件、年金給付の権利が保証される時点、年金プランの運営状況の公表などを規定したものであった。

FASB解釈第3号は、このような年金関係の法律に対して、それが「主に年金プランの基金拠出に関係する<sup>(46)</sup>」ものであり、会計目的の年金プラン原価の算定についての意見表明を行ったAPBオピニオン第8号に対しては、「何の変更も必要とされない<sup>(47)</sup>」という判断を下した。しかし、「その法が定める被用者の適格条件や年金給付権利の確定、ならびに年金基金拠出についての要請は、たとえ、会計方法を変更しないとしても、財務会計目的に対して期間に費用計上されるべき年金額において変更を生み出す<sup>(48)</sup>」として、そのような変更が生じた場合には、脚注に表示すべきことを求めた。

このように財務会計審議会は、ERISAの制定に対応して緊急の解釈を下す一方で、将来、年金会計について、年金プラン管理者の側の会計を報告を含めた包括的なテーマを検討するプロジェクトを設定した。

＜FASB 財務会計基準ステイトメント第35号、給付建て年金プランによる会計と報告、1980年＞

「FASB 財務会計基準ステイトメント第36号、給付建て年金プランによる会計と報告 (Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans)」は、年金プランそ

のもの（プランの管理者の側）の資産と負債の表示に関する会計原則を扱ったものであり、それは直接、雇用者（会社）の貸借対照表と損益計算書の各項目に影響を与えるものではない。すなわち、FASB ステイトメント第35号は、「プランの現在と将来の年金給付の支払能力を評価するのに有用な財務情報を提供する<sup>(49)</sup>」目的をかかげ、具体的に以下の項目の公表を勧告している。

- (1)「プランの年度末時点での給付に利用できる純資産」
- (2)「プランの年度途中における給付に利用できる純資産における変更」
- (3)「プランの年度初または年度末のいずれかの時点での累積プラン給付の保険統計現在価値 (actuarial present value of accumulated plan benefits)」
- (4)「累積プラン給付の保険統計現在の価値の変動を生じさせる一定の ファクター の影響<sup>(50)</sup>」

FASB 財務会計基準ステイトメント第35号は、このように年金プラン管理者の側での資産運動状況の表示に関するもので、直接、雇用者の側での会計表示を扱ったものではないが、しかし、このFASB ステイトメントに関連して、雇用者側の会計表示を扱ったAPBオピニオン第8号の勧告は、一定の修正をうけることになった。そのような修正を行ったものが1980年に表明されたFASB 財務会計基準第36号、「年金情報の公開：APBオピニオン第8号の修正 (Disclosure of Pension Information: an amendment of APB Opinion No. 8.)」である。

＜FASB 財務会計基準ステイトメント第36号、年金情報の公開、1980年＞

FASB 財務会計基準ステイトメント第36号によるAPBオピニオン第8号の修正のポイントは、第1に、APBオピニオンが要求していた公表事項のうち、貸借対照表の負債表示に関するところ（すなわち、年金基金に未拠出の確約給付年金価値額を負債として表示する要請、本稿124ページにあげたAPBオピニオン第8号の指定する項目のうち(4)の番号を付したもの）を削除し、そして、FASB ステイトメント第35号との関係で、以下の項目を新たにつけ加えた。

- (a) 累積確約プラン給付の保険統計現在価値 (the actuarial present value of vested accumulated plan benefits)。
- (b) 未確約累積プラン給付の保険統計現在価値 (the actuarial present value of non-vested accumulated plan benefits)
- (c) 給付に利用できるプランの純資産。
- (d) 確約と未確約の累積プラン給付の決定に用いられると想定される利子率。
- (e) 給付についての情報が作成された期日<sup>(51)</sup>。」

FASB ステイトメント第36号は、現在、年金会計原則については財務会計基準審議会の検討課題となっているが、本ステイトメントはその結論が得られるまでの「中間段階として (as an interim measure)」として、年金についての財務会計表示の改善を提起するものである。そしてその理由を次のように述べている。

「多くの公開会社 (publicly held companies) は、今日、証券取引委員会の書式10-K (Form 10-K) の要請のもとに未拠出過去勤務原価額をその財務諸表に表示している。過去勤務原価額は、何らかの事実とか状況の相異とは関係なく、選択された保険統計原価法によって、大きく変更しうるし、またまったく計上しないこともできる。そのためには、財務会計基準審議会は、雇用者に対する年金プランの影響を評価するにあたって、未拠出過去勤務原価の公開が他の情報と同じほどに有用ではないと信じる。また A P B オピニオン第8号、『年金プラン原価の会計』は、オピニオンが公開を要請している未拠出確約給付(unfunded vested benefits)額の算定において年金プラン資産の評価に用いられるべき基準を具体的に明らかにしていない。もし、FASB ステイトメント第35号と一致して算定された累積プラン給付の保険統計現在価値と、それらの給付に利用可能な純資産とを給付建て年金を採用する雇用者が公開するならば、財務諸表における年金公開はより有用になると審議会は信じる。<sup>(52)</sup>」

すなわち、ここでは、会社財務諸表の脚注に表示される年金給付（確約されたものと未確約のもののとの両方）を表示する基準がこれまで具体的に示されていない、実務上もこのことが大きな問題になっている、として、すでに FASB ステイトメントが年金プラン管理者に公表を要請しているところの「累積プラン給付の保険統計現在価値」を基準にして表示すべきであると説いている。この「累積プラン給付の保険統計現在価値」とは、「発生」の論理を背景として、具体的には「発生給付原価法」（本稿 108 ページ参照）を用いて算定されるものである。注意すべきは、この「会社財務諸表の脚注にて公表される累積されたプランの給付についての情報は、一般的に、会社の損益計算書に賦課される年金費用額とは異なったベースにもとづいて算定される<sup>(53)</sup>」点である。すなわち、FASB ステイトメント第36号の要請は、年金基金拠出 (funding) に関するものであり、したがって、「年度の年金費用の算定に発生給付原価法を雇用者が採用しなければならないとは述べていない<sup>(54)</sup>」のである。FASB ステイトメント第36号のもとでも、年金費用の算定は、「累積給付」を算定する基準 (=「発生給付原価法」) 以外のものも採用できるのである。

また FASB ステイトメント第36号は、A P B オピニオン第8号が要請していた、未拠出の年金負債の貸借対照表表示に関する事項を削除している。A P B オピニオン第8号による年金負債の貸借対照表表示については、今日、激しい批判が集中しているところである。財務会計基準審議会は、この問題についての合意を、自らが設定する概念フレームワークを基礎にして獲得しようとしている。FASB ステイトメント第36号は、次のように述べている。

「財務会計と報告の概念フレームワークを発展させる現在継続中の努力の一部として、審議会は、資産と持分と同様に負債の定義を目指したプロジェクトを検討の俎上にのせている。現在のところ、被用者の累積されたプランの給付についての会計的性質については、決着をみていない。その問題は、雇用者のパースペクティブより、雇用者側の年金会計に関するプロジェクトにおいて、検討が予定されている<sup>(55)</sup>。」

ここでうかがい知ることはできるのは、財務会計基準審議会による現在の年金会計原則についての検討が、貸借対照表上の負債の概念規定を基礎にして行われようとしていることである。この点、以前の A P B オピニオン第 8 号による年金会計原則が、損益計算書上に計上されるべき年金費用に焦点をあてていた点で、いちじるしく対照的である。

〈FASB 討議資料、雇用者による年金とその他の退職給付に関する会計についての問題の分析、1981年〉

年金会計原則は、今日、新しい局面に立たされている。1980年には、「雇用者による年金会計 (Accounting for Pension by Employer)」と題される「バックグラウンド・ペーパー (Background Paper)」が財務会計基準より公表され、そこでは、年金負債の測定と表示を中心とする再検討のポイントが次のようにあげられている。

- 〔(1) 年金に関連した雇用者の義務とは何か。その義務のうち、いかなる部分が負債として計上されるべきか。〕
- 〔(2) 期間の年金単価の算定において、会計期間にその義務はいかに関係されるべきか。〕
- 〔(3) それらの義務と期間の年金原価とを指定するのには、いかなる測定方法と仮定が最も適切であるか。〕
- 〔(4) 多元的な雇用者プラン (multiemployer plan) のユニークな会計問題は、どのように取り扱われるべきか<sup>(56)</sup>。〕

この「バックグラウンド・ペーパー」をうけて、1981年には財務会計審議会によって「討議資料：雇用者による年金とその他の退職給付に関する問題の分析 (FASB Discussion Memorandum, an analysis of issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits)」が公表された。FASB 討議資料は、それ自体、年金会計原則について特定の態度を明らかにするものではなく、会計原則を表明する前に多方面より各利害関係者の意見を集める目的のもとに公表されたものである。

FASB の討議資料においては、年金会計原則を概念フレームワークを基礎にして、検討を行おうとしている。FASB 討議資料は次のように述べている。

「この討議資料であげられた問題の解決は、問題の検討にあたって完成された概念フレームの一部と一致するよう予定されている。例えば、(概念フレームワークで設定された—村瀬) 構成要素に含まれている負債の定義についての理解は、計上されるべき年金負債を検討するにあたって本質的なものである。負債計上の提案は、その定義の文脈のなかで検討されなければならない<sup>(57)</sup>。」

そして FASB 討議資料は、年金会計原則を検討する指針として、「有用性 (Usefulness)」と「経済的效果 (Economic Consequences)」との二つについて述べている。

すなわち、「有用性」の指針においては、「財務報告は、それ自体が目的ではなく、経営上の意思決定と経済的意味決定を行うのに『有用』な情報を提供しようとするものである<sup>(58)</sup>」。この「目的 (objective)」の達成のために、「公平で中立的、そして客観的

(evenhanded, neutral, and unbiased)」な会計情報を提供する必要性がある。また、「会計情報の質的特性」の概念フレームワーク（FASB 概念ステイトメント第2号）が主張するように、年金会計情報が有者であるためには、それが「目的適合性 (relevance)」と「信頼性 (reliability)」の質を保証するものでなければならず、しかも、その情報の便益 (benefit) がそれを作成するのに要する原価 (cost) をうわまわるものでなければならない、としている<sup>(59)</sup>。

「経済的效果」の指針については、FASB 討議資料は、「会計情報の質的特性」の概念フレームワークにもとづき、次のように述べている。会計情報は情報利用者の経営的、経済的意思決定に影響を与えるため、会計基準の設定にあたっては何らかの経済的效果が生じる。表明される会計基準の「経済的效果」については十分に考慮する必要があるが、これが、会計基準の「中立性 (neutrality)」を損ねるものであってはならない。会計基準設定プロセスにおいて「中立性」の重要な役割 (key role) を維持したうえで、事前のおこりうる「経済的效果」と事後のその評価 (monitor) について、できうるかぎりの考慮を払う必要がある、としている。

FASB 討議資料は、このように FASB の概念ステイトメントを背景として、年金会計原則についての様々な意見を集め整理し、これについてのコメントを求めていている。そこでは、先にあげた「バックグラウンド・ペーパー」でかかげられたいくつかの検討ポイントについての様々な意見と資料が掲載されている。

- (1) Accounting Research Bulletins No. 43, June 1953, paragraph 8.
- (2) AICPA, Accounting Interpretations of APB Opinion No. 8, 1968, p. 519.
- (3) Accounting Research Bulletins No. 36, Accounting for Annuity Costs Based on Past Services, November 1948, paragraph 4.
- (4) Ibid., paragraph 5.
- (5) 会計研究公報第47号は、「過去勤務給付原価は、現在と将来の関係する期間にわたって、営業費用に賦課すべきであり、プランの採用時の利益剰余金に賦課すべきでない」（傍点はイタリック）としている（Accounting Research Bulletins No.47, Accounting for Costs of Pension Plan, September, 1956, paragraph 3）。会計研究公報第36号の場合とくらべて変化しているのは、「プランの採用時」というイタリックつきの文字をそう入したことである。このようなそう入によって、年金プラン採用以降、もし費用として計上すべき額よりいちじるしく少ない「過去勤務原価」しか計上しなかったり、または、まったく計上しないような場合には、プラン採用後に計上すべき「過去勤務原価」の計上不足分または未計上分については利益剰余金に賦課するのが適切であるとする旨を明確にしたのである。
- (6) Accounting Research Bulletins No. 47, paragraph 5,
- (7), (8) Ibid., paragraph 7.

- (9) Accounting Principles Board, Statement of Policy.
- (10) Hicks, Ernest L., *Accounting Research Study No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, AICPA, 1965, pp. 2～3.
- (11) *Ibid.*, P.33.
- (12) *Ibid.*, P.3, P.38.
- (13) *Ibid.*, P.25.
- (14) *Ibid.*, P.4, 43.
- (15) *Ibid.*, P.5, 43.
- (16) *Ibid.*, P.4, 44.
- (17) *Ibid.*, P.5, 53.
- (18), (19), (20) *Ibid.*, P.5, 54.
- (21), (22), (23) *Ibid.*, P.6, 54.
- (24), (25) *Ibid.*, P.6, 55.
- (26), (27) *Ibid.*, P.85.
- (28) *Ibid.*, P.7, 59～60.
- (29) *Ibid.*, P.8, 65.
- (30) *Ibid.*, P.9, 68.
- (31), (32) *Ibid.*, P.13, 73.
- (33) Accounting Principles Board, Opinion No.8, *Accounting for the Cost of Pension Plans*, November, 1966, paragraph 11.
- (34), (35) *Ibid.*, paragraph 9.
- (36), (37) *Ibid.*, paragraph 17.
- (38) *Ibid.*, paragraph 19.
- (39), (40) *Ibid.*, paragraph 23.
- (41) *Ibid.*, paragraph 46.
- (42) The FASB Conceptual Framework, 1976, paragraph 1.
- (43) FASB Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*, February, 1981, P.2, 118..
- (44), (45) *Ibid.*, P.2. APB オピニオン第8号に対する代表的な批判例を1981年に公表された「FASB 討議資料」にもとづいて列記してみると以下のとくである。(FASB Discussion Memorandum; An Analysis of Issues Related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits. 1981, PP. 118～120.)

「年金会計実務の多様性をせばめようとする点で, APB は, 年次年金費用の測定についての誤まりに主たる関心をしばったために, その注意をほとんど損益計算書のみに

さしむけた。年金原価に関連した貸借対照表表示は、年次の発生と年次の支払が異なる場合のささいな状況をのぞいて、その他は検討の範囲に含めなかった。」(Langender, Harold Q., *Accrued Past-Service Pension Costs Should Be Capitalized*, *The New York Certified Public Accountancy*, February 1971, P.138.)

「APB は過去勤務原価が究極において、会社に対して現金支払の増加を要請するものであるかどうかという点について堅固な合意に達することはできなかった。もちろん、議論の結果は、費用会計を規定した。もし過去勤務は真の負債を意味するものであり、それ故に、支払われる原価であるとすれば、おそらく関係する被用者の残存する雇用期間にわたって利益に対して賦課されるべきものとなろう。もし、それが負債ではないとすれば、何らかの減少せしめられた費用が計上され、その結果、より高い利益が報告されることになろう。」(Seidler, Lee J., *Pension Reform Bill Will Have Widely Varying Effects on Profit and Cash Flow*, *Accounting Issues*, Bear Stearns, May 15, 1974, P.7.)

「APB オピニオン第8号の主要な問題点の1つは、採用される保険統計原価法をある程度の水準に制限しようとしたことである。その結果、この欠陥の最たるものとして、ひとたび保険統計計算が行われれば、特定の会計方法を統制することさえ失敗していることである。例えば、過去勤務原価は償却することもできるし、またそうしなくともすむ。保険統計利得と損失は、多様な方法にて計上できるものとなっている。そのため今日、会社は、利益計算に含められる年金費用額について、広範な自由裁量的選択を遂行している。」(Burton, John C., *Pension Accounting and Disclosure under the New Pension Reform Act*, paper prepared for conference at Univ. of Virginia, Charlottesville, 1974)

「APB オピニオン第8号のもとでの今日の年金会計における最も重大な欠陥の1つは、同じ状況のもとで、多くの認められた保険統計原価法を雇用者が採用する場合に生じる広範囲に異なった原価算定パターンのその多様性である。

「APB オピニオン第8号は、一般に『未拠出過去勤務原価』を負債として取り扱うよう要請していない。このことの合理性は、論理的基礎にもとづいた支持に耐えないし、またそのような支持を得るのは困難である。」(Hall, William D., & Landsittel, David L., *A New Look at Accounting for Pension Costs*, for the *Pension Research Council*, Richard D. Irwin, Inc., 1977, P.32, 35.)

「わが国の主要な年金基金についての新しい様相は、混乱した事実にスポットをあてている。これらの年金基金における資産時価は、関係する被用者について発生した確約年金権利 (vested pension right) の現在価値にはとうていおよぶものではない。そして、そのギャップは大きいが、しかし、会計入と保険統計専門家が年金負債の計上について自由裁量的処理を会社に認めているために、誰れもそれを正しく計上できない。」

(Editorial-Accounting for Pension, *Business Week*, July 18, 1977, P.96.)

「年金負債の会計と保険統計的処理は、不明確さの典型である。そこでは、年金算定を遂行する方法においてあまりに大きな許容幅があるために、会社は実際においては、会社が選択する年金基金拠出と負債の水準をどのようにもすることができます。」(Ehrbar, A. F., Those Pension Plans Are Even Weaker Than You Think, *Fourtune*, November 1977, p. 105.)

(40) FASB Interpretation No. 3, Accounting for the Cost of Pension Plans Subject to the Employee Retirement Income Security Act of 1974; an interpretation of APB Opinion No. 8, December 1974, paragraph 1.

(41), (42) Ibid., Paragraph 3.

(43) FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 35, Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans, March 1980, paragraph 5.

(44) Ibid., paragraph 6.

(45) FASB Statement of Financial Accounting Standard No. 36, Disclosure of Pension Information: an amendment of APB Opinion No. 8, May 1980, paragraph 8.

(46) Ibid., paragraph 2.

(47) Seidler, Lee J. & Carmichael, D.R. edted, *Accountants' Handbook*, 6 th edition, 1981, P. 27, 21.

(48) Davidson, Clyde & Weil, *op. cit.*, P. 19-68.

(49) FASB Statement, *op. cit.*, Paragraph 3.

(50) FASB Backgrand Paper, Accounting for Pensions by Employers, 1980, P. 8.

(51) FASB Discussion Memorandum, *op. cit.*, paragraph 28.

(52) Ibid., paragraph 31.

(53) Ibid., paragraph 32.

#### 4 年金会計原則の形成プロセスにみる特徴

以上、年金会計原則の形成プロセスをみてきた。いま、このプロセスを要約してみると次のようになる。

1. 年金会計原則のフォーミュレーションは、最初は断片的で、かつ流動的な情況におかれていた。年金会計原則を最初に手がけた会計手続委員会は、まず「過去勤務原価」を期間配分可能な費用として、費用概念に含め（費用概念の拡大化）、この処理に「一般に認められた会計原則」としての権威を付した。このきわめて議論の多い「過去勤務原価」の処理を取り上げると、次には、会計手続委員会は、保険統計法を用いたいわゆる「発生ベース」にもとづいた年金費用算定の論理を支持する方向性を示した。これによって、年金費用は、現金の流れとは関係なく、いわゆる会計独自の配慮によって計上される道が開か

れた。

2. しかし、このような断片的な会計原則のフォーミュレーションも、会計原則審議会の時代に入るとある程度あらためられ、会計原則は、『会計調査研究』による事前の基礎的な調査研究によるいわゆる「学習と経験」のプロセスを経てフォーミュレートされるようになった。会計原則審議会による年金会計原則は、今日でもなお効力をもつものであるが、この会計原則が表明されるにいたるまで、年金会計について、周到な調査研究がなされている。この時代にフォーミュレートされた年金会計原則は、年金費用の算定にその焦点があてられ、しかも、その年金費用算定については、「過去勤務原価」の10パーセントを費用化してもよいし、その利子のみに費用計上を限定してもよいという、きわめて弾力性の強いものであった。このような弾力的な年金費用計上基準を設けるようになったのは、特定の基準を設定するほどに合意が成立していないという理由であった。すなわち、年金費用算定の弾力的な幅は、合意が可能な（「一般的承認可能性」）幅、ということになる。

3. 会計原則審議会の表明した年金会計原則の最大の効果は、(1)年金費用の計上を現金の流れから切り離して、会計独自の考慮によって計上すべきものとしたこと、(2)保険統計法を会計上の測定概念に導入し、年金費用算定を保険統計専門家の権威にゆだねたことである。この二つのポイントは、今後の年金会計原則の展開においても否定されることがないものと思われる。

4. 会計原則審議会による年金会計原則は、非常に弾力的な年金費用算定の基準を設けており、このことは、1970年代の後半に各方面より激しい批判を投げつけられる原因となった。とりわけ年金負債の会計表示については、批判が集中している。

このような動きのなかで財務会計基準審議会は、年金会計原則を（とりわけ貸借対照表の年金負債表示を中心として）フォーミュレートしようとしている。この場合、財務会計基準審議会は、概念ステイトメントを基礎として、年金会計原則についての「一般的承認可能性」を獲得しようとしており、このような会計原則形成のアプローチは、従来にはみかれていたものである。

5. 会計手続委員会から会計原則審議会へ、そして財務会計基準審議へと会計原則形成機関が変更するなかで、年金会計原則の展開は、最初は断片的な会計原則設定から、調査研究を基礎とした会計原則設定、そして概念フレームワークを基礎とした会計原則設定へと、それぞれの時代の会計原則表明の特徴的なあり方を顕著に示している。このような年金会計原則設定のアプローチの変化は、特定の会計実務に対する権威化を強化しようとする努力から生れたものである。すなわち、アメリカにおける会計原則設定の歴史は、「一般的承認可能性」の権威を高めるための強固な制度的装置を次から次へと必要とするほどに、会計原則に対する合意化が困難になった、その深刻さの進展を物語る過程でもあった。

6. 年金会計原則の展開の歴史は、結果として、「過去勤務原価」を期間配分可能な費

用とし、年金費用の算定を基金拠出の制約から解放することによって、実質的に費用として計上される年金原価の幅を拡大させてきたプロセスであり、また、年金費用額の計上を弾力化させてきたプロセスであったといえよう。各会計原則形成機関による「一般的承認可能性」の権威拡大化のための論理と制度の展開は、このような年金を契機とした費用概念の拡大化と、その計上の弾力化のプロセスに対応している。

## 5 年金会計原則の役割

年金会計原則の基本的なポイントは、年金費用を「発生」の論理にもとづいて計上しようとするものである。この論理が承認されることによって、以前では「雇用者は一般に期間中に年金基金に拠出した額を原価として記録していた<sup>(1)</sup>」のが、そのような年金基金拠出とは離れた会計独自の考慮によって年金費用を計上できるようになった。しかし、問題は、このように「発生」の論理にもとづいて年金費用を計上するとしても、そこで計上されるところの年金費用についてその客観性を検証する基準は存在しない、という点である。もともと年金費用の算定は、恣意的にならなければならないものである。

すなわち、普通の会計取引については、取引に関連して、測定可能な事象が付随する。例えば、機械の現金購入については、現金支出額によって容易に機械の固定資産額は算定できる。しかし、年金会計の会計取引にあっては、そういうわけにはいかない。すなわち「年金取引においては、当該期間中に受け入れられた用役は、直接、評価することはできず、そして、年金給付の支払が生じた時に、その額は確定することはできるが、その時まで年金給付支払は将来の期間に繰り延べられる<sup>(2)</sup>」。このように年金会計にあっては、固定資産を購入価格にて記録するように、将来の年金給付支払額は確定できない。将来の年金給付支払額は、まったくの見積と予測によらざるを得ないのである。

しかも、予測された将来年金給付支払額を期間に割り付ける年金会計の処理においても、固定資産減価償却法と同じように多様な方式が成立し、どの方法が期間に発生した年金費用額を正確にとらえたものであるか検証する手段はない。固定資産減価償却の場合は、今のところ、過去の取引価格（取引原価）の枠の中での費用化がされているが、しかし、年金会計の場合は、すでに述べたように、期間への年金費用の割り付けの基礎になる将来年金給付支払額は、見積と予測のたて方によって幾様にも算定でき、固定資産減価償却のような枠は存在しない。固定資産減価償却の場合にも、耐用年数や残存価額、償却方法の決定にあたって、大きな「判断」の介入する領域があるが、しかし、年金会計の場合には、固定資産減価償却の場合とは比較にならないほど大きな「判断」の介入する領域が存在するのである。年金会計の特徴が、大きく「判断」にもとづいている点にあることを、スキナー（Skinner, Ross M.）は、次のように指摘している。

「一般に、原価配分が被用者の用役の価値に対応すべきとする概念は、その価値を普通、科学的に予測するのが不可能であるがために、実行不能である。したがって被用者

用役の推定された価値に対応する年金原価を配分する試みは、論理上の正確性より、その性質上、判断にもとづくものとなろう<sup>(3)</sup>。」

このように、「判断」に大きく依存する年金会計は、そのこと自体によって、会計原則としての「一般的承認可能性」を得ることはできない。すなわち、年金費用算定の「判断」を「プロフェッショナルな判断」にもとづかせることによって、年金会計原則は、「一般に認められた会計原則」としての権威を獲得するのである。すなわち、年金会計原則は、保険統計専門家を中心とした会計士と経営者の「プロフェッショナルな判断」のアンサンブルによって、「一般的承認可能性」の権威を誇示しようとする。とりわけ、「年金会計は、保険統計プロフェッショナルの技能なくしては達成することができない<sup>(4)</sup>。」

しかし、どれほど保険統計専門家を中心とした「プロフェッショナルな判断」を強調しても、それがあくまでも将来の予測と見積にもとづいた恣意的な性質をもつことは、否定できない。そのためには、「たとえ保険統計専門家が独立の公認会計士と同じ独立性をもってはいても、そこには、最終的な負債の予測と見積が、経営大権に大きく影響される非常に大きな可能性が存在する。すなわち、会計プロフェッションの不可解な技法が、保険統計専門家の秘法的な科学と結びついた時、あらゆる種類の手練手段が得られることになろう<sup>(5)</sup>。」したがって、保険統計専門家と会計士、経営者の「プロフェッショナルな判断」は、弾力的に年金費用の拡大化（利益の縮小化）を媒介に、減免税や現金配当抑制、高料金の設定などを合理化させるのに動員されるものとなる。

今日、財務会計基準審議論によって、新たな年金会計原則のフォーミュレーションが準備されている。すなわち、年金基金拠出より年金費用の算定を切り離して、年金費用を会計独自の考慮によって算定するという会計原則を設定した会計原則審議会は、事実上、それ以上の基準を具体化することなく、そのためには、企業の年金会計実務において恣意的な年金負債の処理が普及した。このことは、当然の結果ともいえるのであるが、今日、これに激しい批判が集中しており、財務会計基準審議会は何らかの対応をせまられている。しかしながら、財務会計基準審議会による会計基準も、いわゆる「発生ベース」の延長線上にあり、この論理を否定するとは考えられない。かって1956年に会計原則審議会は、会計研究公報第47号を表明し、そのなかで年金原価算定に「発生」の概念を適用することに反対する論者の意見を紹介したことがあった。その意見は、年金原価額が基金拠出額と「大きく異なる額で計上され、そして、他の場合には法律上の負債と大きく異なる額にて年金原価の記録を雇用者に求めるものとなり<sup>(6)</sup>」、そこでは「経営者は年金原価会計に広範な自由裁量をもつようになるにちがいない<sup>(7)</sup>」と述べていた。財務会計基準審議会による新しい年金会計基準も、20数年前のこのような批判を完全に回避することは、困難であるように思われる。

(1) FASB Backgrund Paper, Accounting for Pensions by Employers, 1980,

P. 5.

- (2) FASB Discussion Memorandum, *op. cit.*, paragraph 96.
- (3) Skinner Ross M., *op. cit.*, P. 41.
- (4) FASB Discussion Memorandum, *op. cit.*, paragraph 85.
- (5) Brilof, Abraham J., *More Debits than Credits*, Happer & Row, Publishers, 1976. P. 20).
- (6), (7) Accounting Research Bulletins No. 47, 1956, paragraph 6.